

鹿児島県新型コロナウイルス感染症に関する情報

令和2年6月1日適用

県民の皆さまへのお願い

- 外出については、「感染防止対策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設」や「三つの密（密閉、密集、密接）のある場」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底してください。
- 5月25日（月曜日）の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。以下、「5月25日時点の特定警戒都道府県」という。）への移動については、6月18日（木曜日）までは、観光、レジャーなどを目的とした移動を避ける等、「今でなければならぬ」、「自分でなければならぬ」などの必要な用件以外での移動は慎重に対応してください。
また、その他の地域への移動についても、感染者の発生動向を踏まえて、慎重にお願いします。

県外の皆さまへのお願い

- 5月25日時点の特定警戒都道府県からの来県については、6月18日（木曜日）までは、観光、レジャーなどを目的とした移動を避ける等、「今でなければならぬ」、「自分でなければならぬ」などの必要な用件以外での移動は慎重に対応してください。
また、その他の地域からの来県についても、地域の感染者の発生動向を踏まえて、慎重にお願いします。
- 来県された場合は、下記のような感染拡大防止対策をお願いします。
 - ・マスク着用など咳エチケットの徹底
 - ・毎日の体温測定の徹底
 - ・発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ相談